

# 安曇野市産後ケア事業のお知らせ

産後ケア事業により出産直後のお母さんと赤ちゃんが、心身のケアや育児のサポートを受けることができます。産後ケア事業にかかる費用の一部を市が負担します。

## 利用できる方

市内に住民票があり、医療を受ける必要がない方で、産後ケアの利用を必要とする方

## 支援内容

- お母さんの健康管理と生活面の相談
- 乳房の手当
- 沐浴や授乳等の育児指導や相談
- お母さんへの食事等の提供（宿泊型）

## こんな時は産後ケア!!

育児のやり方これであってるのかな？  
もっと上手な飲ませ方があるのかな？  
乳房のお手入れってどうやるの？  
ミルクは足りているかな？  
おっぱいが痛くて授乳がづらい…



## 事業の種類と利用可能期間

### ■ 宿泊型

- 原則 1泊2日から**6泊7日**まで（特例で最長 14日）
- お母さんまたは赤ちゃんが退院した日から **120日以内**

### ■ 通所型

- 半日（2～4時間）、1日（4～8時間）の利用で通算して原則 **7回**まで（特例で最長 14回）
- お母さんまたは赤ちゃんが退院した日から **180日以内**

### ■ 訪問型

- 平日9時～17時、1回あたり2時間未満 1日2回までの利用で原則 **40時間**まで（多胎児の場合は80時間まで）
- お母さんまたは赤ちゃんが退院した日から **180日以内**（多胎児の場合は、退院後180日または子の1歳の誕生日の前日のいずれか遅い方）

## 利用上の留意点

1. 赤ちゃんに、入院加療が必要な際のお母さんの付き添い入院としての利用はできません。
2. お母さんと赤ちゃんの退院日がそれぞれ異なる場合は、いずれか遅いほうの日付から産後ケア事業の利用可能期間を算定します。
3. 宿泊型や通所型の利用中の赤ちゃんのあずかりについては、施設の人員体制等により対応できない場合があります。直接施設にお問い合わせください。
4. 訪問型の支援には家事援助、託児は含まれません。

家事援助が必要な場合：民間の家事代行サービスをご検討ください。

託児が必要な場合：認定こども園やファミリーサポート事業をご利用ください



## 利用料金

- 利用者負担額は利用料金の2割（利用料金は施設によって異なります。補助上限あり。）
  - ※ 時間外料金や交通費等の、追加の料金が発生する場合がありますので、詳細は各事業所へ直接お問い合わせください。
  - ※ 母乳相談等助成券は、産後ケア事業の利用者負担額の支払いには利用できません。

さらに!!

- 課税世帯の方は5回分の自己負担額の減額を受けられます（上限2,500円/回）。申請後に郵送する減額券を、事業所に提出してください。
  - ※ 申請から減額券の郵送までにはお時間がかかります、減額券の到着前に産後ケア事業を利用した場合は、事業所にご相談ください。
- 生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は利用者負担額が減免されます。
  - 減免を希望する場合は、書面にて「安曇野市産後ケア事業利用申請者個人情報閲覧同意書」に世帯全員の自署を記入してご提出いただくか、生活保護世帯、市民税非課税世帯であることの証明を申請書に添付してください。なお、転入等の理由で、市の公簿により課税状況の確認ができない場合、前住所地から課税状況が確認できる証明書の取り寄せをお願いすることがあります。

## 利用までの流れ

備考

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 1 事業所へ、電話予約をする。        |  |
| ↓                      |  |
| 2 市に、申請を行う（申請書又はLINE）。 | 事業所に予約を取ってから健康推進課へ申請してください。市に申請しただけでは、利用はできません。  |
| ↓                      |  |
| 3 利用決定通知書と減額券を受け取る。    | 課税世帯の方へ減額券を5枚交付します。<br>申請後郵送します  |
| ↓                      |  |
| 4 産後ケア事業を利用する。         | 【持ち物】 母子健康手帳 マイナンバーカード<br>市から郵送する利用決定通知書・減額券<br>産後ケアノート（利用する施設で渡されます。）<br>その他利用施設より指定された物品 |
| ↓                      |  |
| 5 事業所に料金を支払う。          | 減額券を事業所に渡すと、利用料が減額されます（上限2500円/回・課税世帯のみ）。  |

## 申請方法

書面、または安曇野市公式LINEからご申請ください

### 1 書面での申請

次の書類を、市役所 健康推進課 11番窓口 に提出してください。  
必要書類は右記2次元バーコードからダウンロードできます。

○ 安曇野市産後ケア事業利用申請書

○ 安曇野市産後ケア事業利用申請者個人情報閲覧同意書

※住民税非課税世帯または、生活保護受給世帯で減免を希望する方のみ



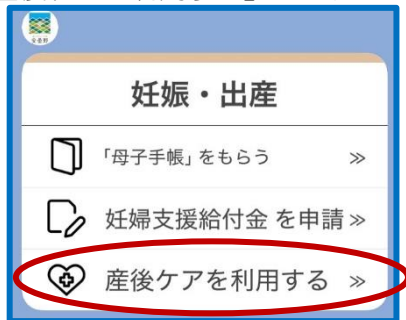
市ホームページ

## 2 LINEでの申請

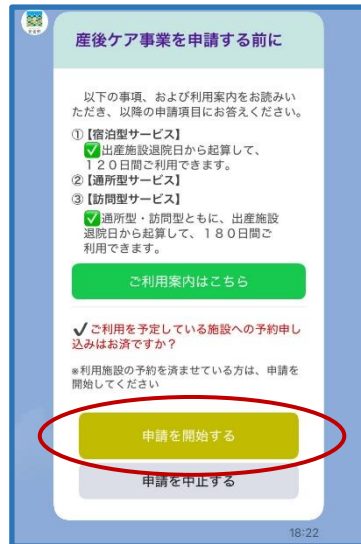
- ① 安曇野市公式 LINE を友だち登録
- ② メニュー画面の「子育て」をタップ



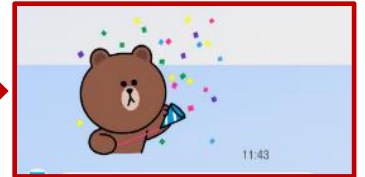
- ③ 「産後ケアを利用する」をタップ



- ④ 「申請を開始する」をタップ



- ⑤ 「申請」と「問診への回答」で申請完了です。



### 補足事項

- 産後ケアの申請には、**母子健康手帳の発行年度**と**母子手帳番号(4ケタ)**の入力が必要になります。転入等、他市で母子健康手帳の発行された場合は、健康推進課までお問い合わせください  
例：令和8(2026)年1月20日交付 No.987 ⇒ 「2025 0987」
- 「問診」の回答をした後に「申請」に進みます。一度問診に回答すると、次からは問診の入力が省略できます。問診内容に変更があれば修正することもできます。
- 所要時間は約10分程度です。
- 申請内容に関して、担当者から連絡が入る場合があります。
- 1つの事業所で同じ種類の事業を利用する場合は、初回利用の際に申請いただければ、2回目以降の利用申請は必要ありません。事業所を変更する場合や、同じ事業所でも別の種類の事業を利用する場合は再度申請をしてください。

### 個人情報の取り扱いについて

産後ケア事業は、安曇野市の母子保健事業の一つです。申請時の内容は、利用する事業所に情報提供されます。また必要に応じて、安曇野市が実施した赤ちゃん訪問や乳幼児健診等の記録を、利用する事業所に情報提供する場合があります。

産後ケア事業利用後は、切れ目ない支援のために事業所から利用時の状況が市へ報告されます。また乳幼児健診等で、産後ケア利用後のご様子を伺うことがあります。

産後ケア事業を利用する際は、申請時に個人情報の取り扱いにご同意ください。

### 問い合わせ

安曇野市 保健医療部 健康推進課

住所 〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 (1階 11番窓口)

電話 0263-71-2471 (直通) 0263-71-2000 (代表)

時間 8時30分～17時15分 (土日・祝日・年始年始を除く)



## ■ 利用可能な施設一覧（委託機関）

※施設ごと受け入れ条件が異なります。詳細は直接施設へお問い合わせください。

	施設名	住所	電話番号	宿泊型	通所型		訪問型
					半日	一日	
病院	長野県立こども病院 ※生後120日まで ※こども病院で出産された方、又は同院新生児科にお子さんが入院された方	安曇野市豊科 3100	73-6700(代)	○			
	穂高病院 ※穂高病院で出産した人のみ ※児の月齢おおむね3か月程度まで	安曇野市穂高 4634	82-2474	○			
	相澤病院 ※相澤病院で出産し、入院から引き続いて利用される方のみ	松本市本庄 2-5-1	33-8600(代)	○			
	松本市立病院 ※予約は平日のみ ※対象年齢：1歳の誕生日の前日まで（補助対象外でも受け入れ可）	松本市波田 4417-180	92-3027	○		○	
	丸の内病院 ※産後3ヵ月以内の方（それ以外の方は要相談）	松本市渚 1-7-45	28-3003	○		○	
	横西産婦人科 ※月齢1か月児まで	松本市島立 2992-1	31-5760	○		○	
	市立大町総合病院 ※訪問型の対応地域は大町市内のみ	大町市大町 3130	0261-22-0415(代)			○	○
助産院	アルプス母乳育児相談室	安曇野市豊科高家 3646-50	72-6679				○
	おおくら助産院 母乳育児ミルク相談室	安曇野市豊科南穂高 966-1	72-7816				○
	助産院愛花（あろは） ※日曜日の対応・宿泊多胎児受入不可 ※宿泊型：原則生後1か月まで。それ以外の方は要相談。 ※通所型：生後6か月まで	安曇野市豊科 4595-4	090-1869-8303	○	○	○	○
	助産院ウテキアニ ※基本平日のみ受け入れ	安曇野市穂高有明 4082-1	090-4668-6171	○	○	○	○
	助産院 ūba	安曇野市豊科高家 3969-17	070-4485-4503		○	○	○
	助産院おりん	北安曇郡池田町大字 会染 213-1	090-9857-5538	○	○	○	○
	高橋助産院	安曇野市穂高 6714-10	090-7400-0469				○
	和（なごみ）助産院	安曇野市穂高有明 5448-18	080-6937-3472				○
	ももせ助産院	安曇野市豊科 2180	090-6754-2170				○
	あゆみ助産院	松本市渚 3-6-15	28-2511	○	○	○	○
	まつば助産院 ※宿泊型は生後120日まで。通所型・訪問型は生後6か月まで。	松本市波田 5838-17	090-1868-9460	○	○	○	○
	みすず母乳育児相談所	松本市桐 3-7-4-2	070-4336-1661				○
	助産所 産前産後ケア ハウス まんまる	松本市蠶ヶ崎 4丁目 4-11	090-2506-3035			○	

※ この一覧に掲載していない県内の助産院でも産後ケア事業を利用できる場合があります。

※ 安曇野市と契約を取り交わしていない県外等の医療機関で産後ケアを利用する場合は、事前に健康推進課までお問い合わせください。